

令和4年度決算概要

目 次

I	令和4年度決算の総括	P. 1
1	予算の状況	P. 1
2	決算の特徴	P. 2
II	令和4年度決算の状況	P. 3
1	概況	P. 3
2	一般会計	P. 3
	(1) 歳入	P. 5
	(2) 歳出	P. 6
3	特別会計	P. 8
III	令和4年度健全化判断比率等	P. 9
1	健全化判断比率	P. 9
2	資金不足比率	P. 11
	[参考資料]	
参考1	決算における財政指標等	P. 12
参考2	基金残高の状況	P. 12
参考3	市債残高の状況	P. 12
参考4	財政調整基金、基金借入残高、 市債残高の推移	P. 13
参考5	市税等の収納状況	P. 14
参考6	債権放棄の状況	P. 15

I 令和4年度決算の総括

1 予算の状況

(1) 当初予算編成方針

- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応
感染対策と日常生活の両立を図るとともに、市民生活の変化に適応した取組みや事業活動の変革への的確な後押しを行うほか、地域経済の回復と活性化に向けた取組みを推進する。
- ・ 財政の健全性の維持向上・行政改革の推進
財政の健全性を維持・向上させる取組み及び行政改革の取組みを着実に推進するとともに、特に、既存の事務事業については、事業効果や必要性について検証を行い、状況に応じて見直しを図る。
- ・ 重点施策の推進
都市の利便性向上と自然の豊かさを感じられ、長く暮らし続けられるよう、防災、環境、医療、介護、子育て、教育、都市づくりなどを中心に、市民生活の向上や本市の発展につながる施策について、事業費の精査を行ったうえで、事業の着実な推進を図る。

(2) 補正予算及び予算執行

補正予算については、長期化する新型コロナウイルス感染症や、原油価格・物価高騰による影響に機動的に対応するため、一般会計で計8回にわたる補正予算を編成した。

また、予算の執行段階においては、感染症などによる税収等への影響や国庫補助金等について国の動向を注視するとともに、持続可能な財政構造の確立に向け策定した「千葉市中期財政運営方針」を踏まえ、歳入確保に万全を期すことはもとより、歳出においても、感染症や物価高騰に適切に対応しつつ、最少の経費で最大の効果を上げるよう、効率的な予算執行に努めた。

2 決算の特徴

(1) 実質収支の確保

一般会計では、歳入において、市税が予算に比べ増収となったこと、また、歳出においては、効率的な予算執行に努めた結果、55億6,500万円の実質収支を確保した。

表1 一般会計実質収支の推移

(単位：百万円)

区 分	4年度	3年度	2年度	元年度	30年度
実 質 収 支	5,565	2,979	5,724	5,840	2,446
対前年度増減額	2,586	△ 2,745	△ 116	3,394	△ 706

(2) 財政の健全性の維持

市民生活に必要な公共施設の更新などを行った結果、全会計市債残高については、対前年度比92億円の増となる一方、基金借入金残高を着実に削減し、対前年度比20億円の減となるなど、「千葉市中期財政運営方針」を踏まえた財政運営に努めた。

表2 市債残高（全会計）の推移

(単位：億円)

区 分	4年度	3年度	2年度	元年度	30年度
年 度 末 残 高	9,718	9,626	9,701	9,732	9,791
対前年度増減額	92	△ 75	△ 31	△ 59	△ 150

表3 基金借入金残高の推移

(単位：億円)

区 分	4年度	3年度	2年度	元年度	30年度
基金借入金残高	177	197	237	247	257
対前年度増減額	△ 20	△ 40	△ 10	△ 10	△ 10

(3) 新型コロナウイルス感染症及び物価高騰への対応

長期化する感染症や物価高騰への対応として、市民の健康と暮らしを守るとともに、地域経済の回復を図る取組み等を実施した。

- ・新型コロナウイルス感染症対策経費 27,158百万円 (66事業)

(主な取組み)

新型コロナウイルスワクチン接種 12,471百万円

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 3,147百万円

- ・物価高騰対策経費 13,377百万円 (20事業)

(主な取組み)

価格高騰緊急支援給付金 5,457百万円

緊急特別支援資金融資・支援金 2,857百万円

Ⅱ 令和4年度決算の状況

1 概況

表4 会計別歳入・歳出決算額及び実質収支

(単位：百万円)

会 計		歳入決算額	歳出決算額	形式収支	翌年度へ繰越すべき財源	実質収支
一 般 会 計		529,859	522,986	6,873	1,308	5,565
特別会計(14会計)小計		331,613	329,619	1,994	110	1,884
会 計		収入額	支出額	形式収支	当年度純損益(税抜き)	累積欠損金(税抜き)
企業会計 (3会計)	収益的収支	56,742	53,477	3,265	2,521	
	病 院	24,352	22,719	1,633	1,629	△ 3,077
	資本的収支	28,559	40,668	△ 12,109		
全 会 計 合 計		946,773	946,750			
< 参 考 > 普 通 会 計		534,983	527,564	7,419	1,855	5,564

※1 各会計毎に表示単位未満を四捨五入してあるので、合計と一致しない場合がある。

※2 企業会計の資本的収支の不足額は、内部留保資金等に対応した。

2 一般会計

表5-1 一般会計歳入・歳出決算額及び実質収支(対前年度比較)

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率(%)
予算現額	579,913	563,774	16,139	2.9
歳入決算額 (A)	529,859	509,112	20,747	4.1
歳出決算額 (B)	522,986	502,670	20,316	4.0
形式収支 (C)=(A)-(B)	6,873	6,442	431	6.7
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	1,308	3,463	△ 2,155	△ 62.2
実質収支 (C)-(D)	5,565	2,979	2,586	86.8

表5-2 一般会計歳入決算額（対予算比較）

（単位：百万円）

区 分	予算現額 (A)	決算額 (B)	増減額 (B)-(A)
自主財源	264,575	258,530	△ 6,045
市税	202,900	205,438	2,538
諸収入	27,568	26,573	△ 995
使用料・手数料	10,727	9,344	△ 1,383
繰入金	11,657	7,153	△ 4,504
繰越金	6,442	6,442	0
財産収入	2,776	1,407	△ 1,369
その他	2,505	2,173	△ 332
依存財源	315,338	271,329	△ 44,009
国庫支出金	140,565	122,804	△ 17,761
市債	83,197	59,453	△ 23,744
県支出金	31,969	28,246	△ 3,723
地方消費税交付金	25,100	24,710	△ 390
地方交付税	19,717	20,922	1,205
軽油引取税交付金	4,989	5,294	305
その他	9,801	9,900	99
合 計	579,913	529,859	△ 50,054

表5-3 一般会計歳出決算額（目的別、対予算比較）

（単位：百万円）

区 分	予算現額 (A)	決算額 (B)	翌年度 繰越額 (C)	不用額 (A)-(B)-(C)
民 生 費	208,324	193,966	2,028	12,330
教 育 費	84,557	72,161	8,168	4,228
衛 生 費	71,268	62,745	2,418	6,105
土 木 費	69,627	54,510	8,728	6,389
公 債 費	51,170	51,058	-	112
総 務 費	53,187	50,558	747	1,882
商 工 費	22,783	20,718	26	2,039
消 防 費	11,429	10,631	123	675
農 林 水 産 業 費	3,219	2,849	-	370
諸 支 出 金	2,015	2,002	-	13
議 会 費	1,390	1,300	-	90
災 害 復 旧 費	314	252	-	62
労 働 費	255	236	-	19
予 備 費	375	-	-	375
合 計	579,913	522,986	22,238	34,689

(1) 歳入

表6 一般会計歳入決算額 (対前年度比較)

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和3年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
自主財源	258,530	48.8%	247,626	48.6%	10,904	4.4%
市税	205,438	38.8%	199,877	39.3%	5,561	2.8%
諸収入	26,573	5.0%	26,521	5.2%	52	0.2%
使用料・手数料	9,344	1.8%	9,260	1.8%	84	0.9%
繰入金	7,153	1.3%	2,575	0.5%	4,578	177.8%
繰越金	6,442	1.2%	6,583	1.3%	△ 141	△ 2.1%
財産収入	1,407	0.3%	945	0.2%	462	48.9%
その他	2,173	0.4%	1,865	0.3%	308	16.5%
依存財源	271,329	51.2%	261,486	51.4%	9,843	3.8%
国庫支出金	122,804	23.2%	126,293	24.8%	△ 3,489	△ 2.8%
市債	59,453	11.2%	47,119	9.3%	12,334	26.2%
県支出金	28,246	5.3%	24,010	4.7%	4,236	17.6%
地方消費税交付金	24,710	4.7%	23,611	4.6%	1,099	4.7%
地方交付税	20,922	3.9%	24,104	4.7%	△ 3,182	△ 13.2%
軽油引取税交付金	5,294	1.0%	5,000	1.0%	294	5.9%
その他	9,900	1.9%	11,349	2.3%	△ 1,449	△ 12.8%
合 計	529,859	100.0%	509,112	100.0%	20,747	4.1%

<増減の主な内訳> 単位：百万円、() は対前年度増減額

【自主財源】

◎市税 ※徴収率97.9% (R3 : 97.9%)

・個人市民税	93,938	(2,783)
・固定資産税	70,599	(1,870)

◎繰入金

・財政調整基金繰入金	3,509	(3,473)
------------	-------	----------

【依存財源】

◎国庫支出金

・子育て世帯臨時特別給付金支給事業費収入	0	(△ 14,598)
・価格高騰緊急支援給付金事業費収入	5,457	(5,457)
・新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金収入	7,552	(3,665)
・新型コロナウイルスワクチン接種関連収入	12,575	(1,720)

◎市債

・建設事業債	46,088	(17,087)
・臨時財政対策債	13,365	(△ 4,753)

◎県支出金

・新型コロナウイルス感染症緊急包括支援 交付金収入	3,722	(1,906)
・障害者介護給付費等収入	4,638	(353)

◎地方交付税

・普通交付税	19,908	(△ 3,307)
--------	--------	------------

(2) 歳出

ア 目的別

表7 一般会計歳出決算額（目的別、対前年度比較）

（単位：百万円）

区 分	令和4年度		令和3年度		増減額	増減率
	金額	構成比	金額	構成比		
民 生 費	193,966	37.1%	194,710	38.7%	△ 744	△ 0.4%
教 育 費	72,161	13.8%	72,523	14.4%	△ 362	△ 0.5%
衛 生 費	62,745	12.0%	53,390	10.6%	9,355	17.5%
土 木 費	54,510	10.4%	48,273	9.6%	6,237	12.9%
公 債 費	51,058	9.8%	51,592	10.3%	△ 534	△ 1.0%
総 務 費	50,558	9.7%	42,211	8.4%	8,347	19.8%
商 工 費	20,718	4.0%	21,581	4.3%	△ 863	△ 4.0%
消 防 費	10,631	2.0%	10,996	2.2%	△ 365	△ 3.3%
農 林 水 産 業 費	2,849	0.5%	1,663	0.3%	1,186	71.3%
諸 支 出 金	2,002	0.4%	4,010	0.8%	△ 2,008	△ 50.1%
議 会 費	1,300	0.3%	1,203	0.2%	97	8.1%
災 害 復 旧 費	252	0.0%	290	0.1%	△ 38	△ 13.0%
労 働 費	236	0.0%	228	0.1%	8	3.2%
合 計	522,986	100.0%	502,670	100.0%	20,316	4.0%

<増減の主な内訳> 単位：百万円、（ ）は対前年度増減額

◎民生費

・子育て世帯等臨時特別支援事業費	241	（ △ 11,856）
・価格高騰緊急支援給付金	5,457	（ 5,457）
・障害者介護給付等事業費	19,625	（ 1,401）
・生活保護事業費	37,042	（ 1,070）

◎教育費

・小学校校舎等改修事業費	3,161	（ △ 2,004）
--------------	-------	------------

◎衛生費

・新型コロナウイルス感染症対策経費	7,798	（ 2,620）
・環境保健研究所整備費	1,912	（ 1,815）
・新型コロナウイルスワクチン接種事業費	12,471	（ 1,680）

◎土木費

・下水道事業補助金	1,751	（ 1,651）
・市有建築物保全計画事業費	3,392	（ 1,533）

◎総務費

・新庁舎整備事業費	13,868	（ 6,864）
・スポーツ施設建設事業費	4,354	（ 3,065）

◎諸支出金

・市債管理基金借入金償還金	2,000	（ △ 1,460）
・市庁舎整備基金借入金償還金	0	（ △ 540）

イ 性質別

表8 一般会計歳出決算額（性質別、対前年度比較）

（単位：百万円）

区 分	令和4年度		令和3年度		増減額	増減率
	金額	構成比	金額	構成比		
義務的経費	278,494	53.3%	287,615	57.2%	△ 9,121	△ 3.2%
人件費	95,677	18.3%	95,400	19.0%	277	0.3%
扶助費	132,108	25.3%	140,976	28.0%	△ 8,868	△ 6.3%
公債費	50,709	9.7%	51,239	10.2%	△ 530	△ 1.0%
投資的経費	61,892	11.8%	44,320	8.8%	17,572	39.6%
普通建設（補助）事業費	20,723	4.0%	14,822	2.9%	5,901	39.8%
普通建設（単独）事業費	40,917	7.8%	29,208	5.8%	11,709	40.1%
災害復旧費	252	0.0%	290	0.1%	△ 38	△ 13.0%
その他の経費	182,600	34.9%	170,735	34.0%	11,865	6.9%
物件費	74,687	14.3%	66,135	13.2%	8,552	12.9%
維持補修費	9,452	1.8%	8,602	1.7%	850	9.9%
補助費等	38,040	7.3%	32,771	6.5%	5,269	16.1%
積立金	4,615	0.9%	8,239	1.6%	△ 3,624	△ 44.0%
投資・出資・貸付金	18,473	3.5%	20,073	4.0%	△ 1,600	△ 8.0%
繰出金	37,333	7.1%	34,915	7.0%	2,418	6.9%
合 計	522,986	100.0%	502,670	100.0%	20,316	4.0%

＜増減の主な内訳＞ 単位：百万円、（ ）は対前年度増減額

【義務的経費】

◎扶助費

・子育て世帯等臨時特別支援事業費	210	（ △ 11,740）
・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	2,412	（ △ 5,893）
・価格高騰緊急支援給付金	4,784	（ 4,784）
・障害者介護給付等事業費	19,625	（ 1,400）

◎公債費

・元金	48,143	（ △ 197）
・利子	2,567	（ △ 333）

【投資的経費】

◎普通建設（補助）事業費

・スポーツ施設建設事業費	4,269	（ 4,269）
・新清掃工場建設事業費	2,122	（ 657）

◎普通建設（単独）事業費

・新庁舎整備事業費	13,868	（ 6,864）
・環境保健研究所整備費	1,912	（ 1,824）

【その他の経費】

◎物件費

・新型コロナウイルスワクチン接種事業費	12,424	（ 1,718）
・自宅療養事業	2,296	（ 1,611）

◎補助費等

・下水道事業補助金	1,751	（ 1,651）
-----------	-------	----------

◎積立金

・財政調整基金積立金	1,587	（ △ 4,597）
------------	-------	------------

3 特別会計（歳出決算額）

表9 特別会計歳出決算状況（会計別、対前年度比較）

（単位：百万円）

会 計	令和4年度	令和3年度	増減額	増減率
1 国民健康保険	80,161	82,916	△ 2,755	△ 3.3 %
2 介護保険	76,029	73,048	2,981	4.1 %
3 後期高齢者医療	13,605	12,836	769	6.0 %
4 母子父子寡婦福祉資金貸付	142	148	△ 7	△ 4.8 %
5 霊園	847	763	84	11.0 %
6 農業集落排水	517	517	0	0.1 %
7 競輪	3,157	2,317	840	36.3 %
8 地方卸売市場	1,359	1,235	124	10.0 %
9 都市計画土地区画整理	933	623	310	49.8 %
10 市街地再開発	955	1,004	△ 49	△ 4.8 %
11 動物公園	1,186	1,095	91	8.3 %
12 公共用地取得	1,956	1,300	656	50.5 %
13 学校給食	8,654	8,704	△ 50	△ 0.6 %
14 公債管理	140,119	134,423	5,696	4.2 %
特別会計（14会計）合計	329,619	320,929	8,690	2.7 %
1 病院	30,918	25,668	5,250	20.5 %
2 下水道	59,172	58,908	264	0.4 %
3 水道	4,054	3,500	554	15.8 %
企業会計（3会計）合計	94,145	88,077	6,068	6.9 %

※各会計毎に表示単位未満を四捨五入してあるので、合計が一致しない場合がある。

<主な事業> 単位：百万円、（ ）は対前年度増減額

(1) 国民健康保険

・保険給付費 55,002 (△ 1,797)

(2) 介護保険

・保険給付費 70,972 (2,870)

(3) 競輪

・開催費 2,212 (321)

(4) 公債管理

・元金 103,852 (5,742)

・利子 6,206 (△ 718)

(5) 病院

・資本的支出 8,199 (4,661)

Ⅲ 令和4年度健全化判断比率等

1 健全化判断比率

表10 健全化判断比率（対前年度比較）

（単位：％、％ポイント）

区 分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和4年度	—	—	10.6	125.0
令和3年度	—	—	11.2	116.0
増 減	—	—	△ 0.6	9.0
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

(1) **実質赤字比率** ⇒ 一般会計等の実質収支における赤字額の標準財政規模^{*}に対する割合

ア 対象会計：一般会計等

一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業、霊園事業、都市計画土地地区画整理事業、
 市街地再開発事業、公共用地取得事業、学校給食事業、公債管理

イ 算定式：一般会計等実質赤字額／標準財政規模

ウ 算定結果：一般会計等の実質収支が5,564百万円の黒字となったため、比率は発生しない。

※標準財政規模… 地方公共団体における一般財源の標準的な規模を示すものであり、普通交付税の算定における標準税収入額等（市税、地方譲与税など）、普通交付税交付額、臨時財政対策債発行可能額を合算したもの。

(2) **連結実質赤字比率** ⇒ 全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する割合

ア 対象会計：全18会計

イ 算定式：連結実質赤字額／標準財政規模

ウ 連結実質赤字額：(実質赤字額＋企業会計資金不足額)－(実質黒字額＋企業会計資金剰余額)

エ 係 数：
$$\frac{(0\text{百万円}+0\text{百万円}) - (7,011\text{百万円}+8,025\text{百万円})}{258,821\text{百万円}}$$

=
$$\frac{\Delta 15,036\text{百万円}}{258,821\text{百万円}} = \underline{\underline{\Delta 5.80\%}}$$

オ 算定結果：一般会計等において実質黒字額が5,564百万円となったほか、病院事業会計において企業会計資金剰余額が6,849百万円となったことなどから、連結実質収支が15,036百万円の黒字となったため、比率は発生しない。

(3) **実質公債費比率** ⇒ 公債費等の標準財政規模に対する割合

ア 対象会計：公債費等の償還を有する会計

〔 一般会計、壺園事業、都市計画土地地区画整理事業、市街地再開発事業、
公共用地取得事業、公債管理、農業集落排水事業、地方卸売市場事業、
動物公園事業、病院事業、下水道事業、水道事業 〕

イ 算定式：
$$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}^{\ast}) - (\text{特定財源} + \text{交付税算入公債費})}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入公債費}}$$
 の3か年平均

※準元利償還金…企業会計の元利償還金に対する繰出金や債務負担行為の償還金など。

ウ 係数：
$$\frac{(24,663\text{百万円} + 39,531\text{百万円}) - (10,251\text{百万円} + 29,396\text{百万円})}{258,821\text{百万円} - 29,396\text{百万円}}$$

$$= \frac{24,547\text{百万円}}{229,425\text{百万円}} = \underline{10.70\%} \text{ (4年度単年度)}$$

3か年平均：
$$(R2\text{年度} + R3\text{年度} + R4\text{年度}) / 3$$

$$= (10.48\% + 10.83\% + 10.70\%) / 3 = \underline{10.6\%} \text{ (少数点以下第2位切捨て)}$$

エ 算定結果：元利償還金の減などにより、単年度比率はR3年度に比べ0.13ポイント減の10.70%となり、3か年平均では0.6ポイント減少の10.6%となった。

(4) **将来負担比率** ⇒ 全会計と関係団体の将来負担債務の標準財政規模に対する割合

ア 対象：全18会計

イ 算定式：
$$\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等}}{\text{標準財政規模} - \text{交付税算入公債費}}$$

ウ 係数：
$$\frac{1,028,556\text{百万円} - 741,595\text{百万円}}{258,821\text{百万円} - 29,396\text{百万円}}$$

$$= \frac{286,961\text{百万円}}{229,425\text{百万円}} = \underline{125.0\%} \text{ (少数点以下第2位切捨て)}$$

エ 算定結果：一般会計等地方債現在高の増により「実質的な将来負担額」が増加したことなどから、R3年度から9.0ポイント増加し、125.0%となった。

2 資金不足比率

○ 資金不足比率 ⇒ 公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する割合

(単位：%)

区 分	法適用			法非適用		
	病院事業	下水道事業	水道事業	農業集落排水事業	地方卸売市場事業	動物公園事業
令和4年度	—	—	—	—	—	—
令和3年度	—	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0					

ア 算定式：資金の不足額／事業の規模

※資金の不足額（法適用）：（流動負債－控除企業債等）－（流動資産－控除財源）

（法非適用）：繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額

※事業の規模（法適用）：営業収益の額－受託工事収益の額

（法非適用）：営業収益に相当する収入額－受託工事収益に相当する収入額

イ 算定結果：対象となる6会計全てで資金不足は生じないため、比率は発生しない。

<法適用>

(単位：百万円)

	資金不足比率 e/g (%) ※	資金不足額（資金不足を正数、資金剰余を負数で表記）					算入地方債 f	事業の規模 g
		e= (a-b)-(c-d)+f	流動負債 a	控除 企業債等 b	流動資産 c	控除財源 d		
病 院 事 業	—	△ 6,849	6,174	1,889	11,522	0	388	17,573
下 水 道 事 業	—	△ 1,032	23,573	16,837	7,768	0	0	16,056
水 道 事 業	—	△ 144	2,507	989	1,662	0	0	1,004

※黒字の場合は、資金不足比率をハイフンで表示

<法非適用>

(単位：百万円)

	資金不足比率 c/d (%) ※	資金不足額 c=a+b	事業の規模 d		
			繰上充用額 a	支払繰延額等 b	
農業集落排水事業	—	0	0	0	57
地方卸売市場事業	—	0	0	0	459
動物公園事業	—	0	0	0	329

※黒字の場合は、資金不足比率をハイフンで表示

参 考 资 料

〔 令和4年度
決算概要 〕

参考1 決算における財政指標等（普通会計）

区 分	令和4年度	令和3年度	前年度比較
実質収支 (単位:百万円)	5,564	2,978	2,586
標準財政規模 (単位:百万円)	258,821	266,136	△ 7,315
財政力指数	0.905	0.914	△ 0.009
実質収支比率	2.1%	1.1%	1.0
経常収支比率	98.1%	95.7%	2.4

参考2 基金残高の状況

(単位:百万円)

区 分	令和4年度	令和3年度	前年度比較	
全基金残高	160,037	159,189	848	
うち一般会計貸付金	17,740	19,740	△ 2,000	
主な基金	財政調整基金	17,037	18,959	△ 1,922
	市債管理基金	124,951	120,230	4,721
	うち一般会計貸付金	14,740	16,740	△ 2,000

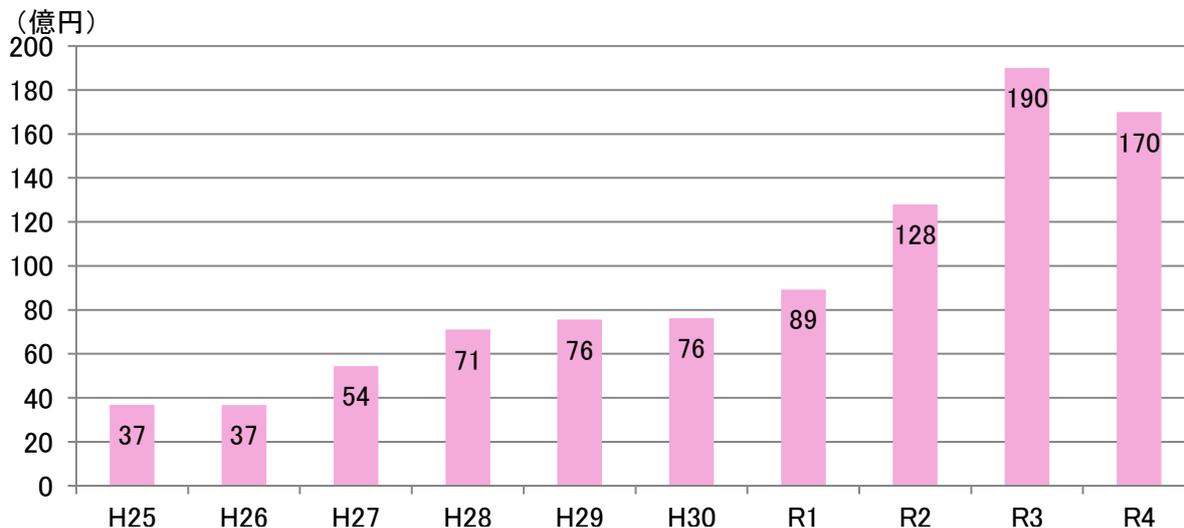
参考3 市債残高の状況

(単位:百万円)

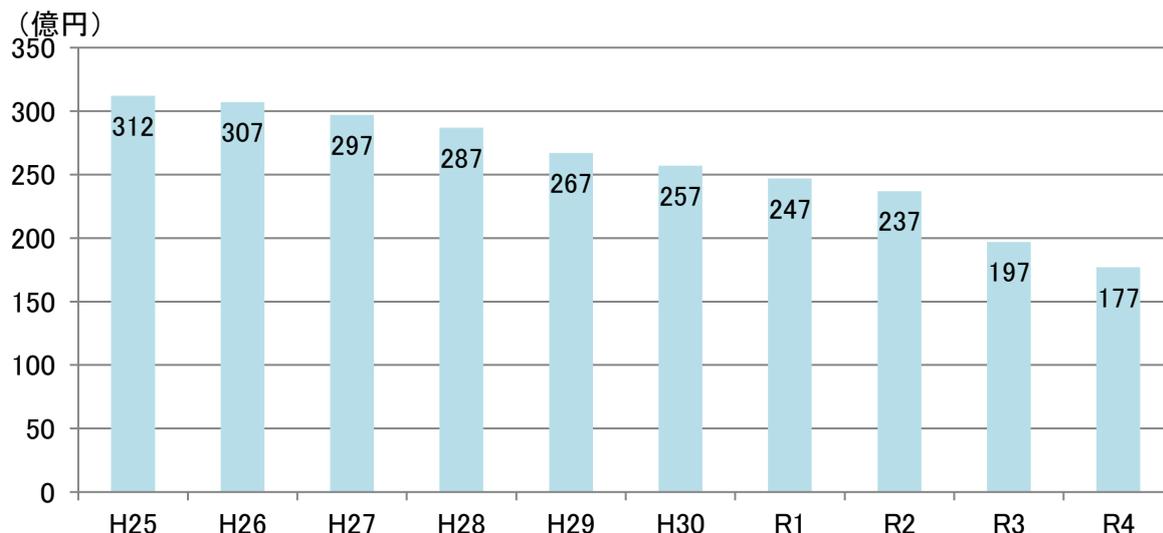
区 分	令和3年年度末 現在高(A)	令和4年度 発行額	令和4年度 償還額	令和4年度末 現在高(B)	増減額 (B-A)
一般会計	688,424	59,453	48,143	699,734	11,310
特別会計	22,514	38,610	40,388	20,736	△ 1,778
企業会計	251,638	19,727	20,044	251,321	△ 317
合 計	962,576	117,790	108,575	971,791	9,215
うち臨時 財政対策債	243,499	13,365	12,657	244,207	708
(参考) 普通会計	696,843	60,035	50,482	706,396	9,553

参考4 財政調整基金残高、基金借入残高、市債残高の推移

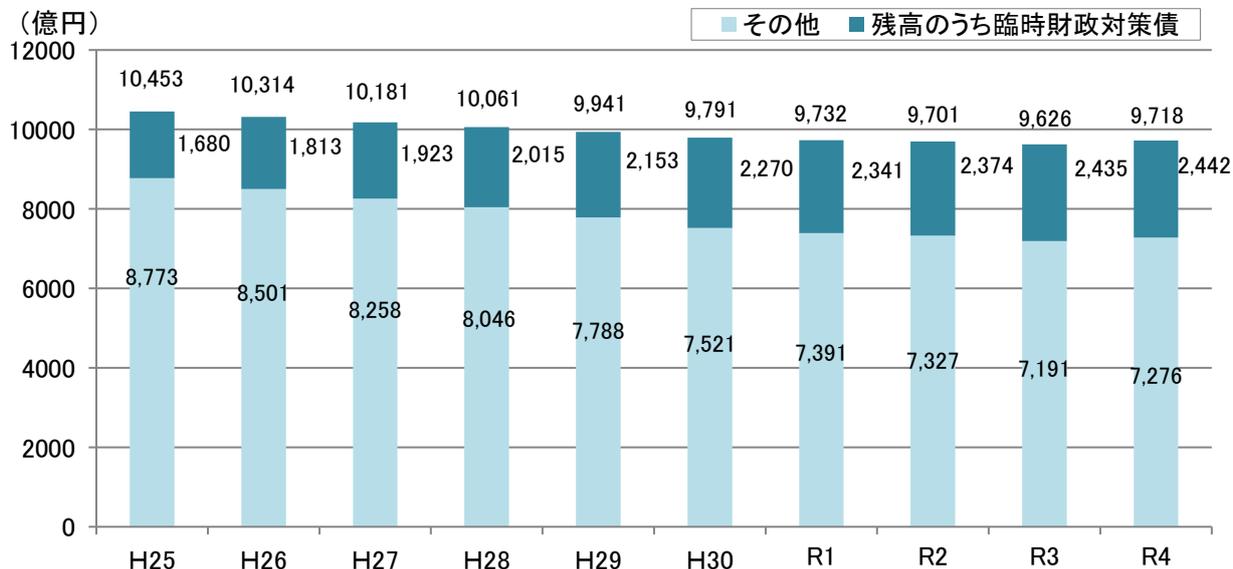
<財政調整基金残高>



<基金借入残高>



<市債残高(全会計)の推移>



参考5 市税等の収納状況

(単位：百万円)

区分	予算現額	調定額	収入済額	対調定 収納率(%)		不納 欠損額	収入 未済額
				R4	R3		
市税	202,900	209,813	205,438 対予算 101.3%	97.9	97.9	255	4,309
市民税	106,476	110,915	107,922 対予算 101.4%	97.3	97.3	177	2,991
固定 資産税	70,026	71,619	70,599 対予算 100.8%	98.6	98.5	54	974
その他	26,398	27,279	26,917 対予算 102.0%	98.7	98.6	24	344
国民健康 保険料	17,665	22,140	18,416 対予算 104.3%	83.2	82.2	631	3,155
介護 保険料	16,958	16,437	16,192 対予算 95.5%	98.5	98.2	60	221
保育料	2,663	2,526	2,423 対予算 91.0%	95.9	95.1	10	94
住宅 使用料	1,410	1,371	1,262 対予算 89.5%	92.0	90.8	23	87
下水道 使用料 (5月末)	13,145	14,120	13,877 対予算 105.6%	98.3	98.0	94	149

※収入済額には、還付未済額を含む。

※下水道使用料は企業会計であるが、上表では5月末時点の収納状況を記載。
なお、3月末決算の収納状況は、以下のとおり。

下水道 使用料 (3月末)	13,145	14,120	12,692 対予算 96.6%	89.9	90.4	94	1,334
---------------------	--------	--------	---------------------	------	------	----	-------

参考6 債権放棄の状況

<対前年度比較>

単位：件、千円

	R4		R3		増減	
	債務者数	金額	債務者数	金額	債務者数	金額
一般会計	514	90,820	335	48,345	179	42,475
特別会計	40	6,350	33	5,513	7	837
企業会計	194	6,247	194	9,859	0	△ 3,612
合計	748	103,417	562	63,717	186	39,700

千葉市債権管理条例（平成24年千葉市条例第7号）第7条の規定により放棄した債権（非強制徴収公債権及び私債権）

会計	債権名	債務者数 (件)	金額 (千円)	適用条項	
一般会計	福祉手当戻入	1	21	第3号	
	老人デイサービスセンター使用料	4	259	第1号	
	生活管理・食材料費	1	2	第1号	
	住宅改修費戻入	1	2,223	第1号	
	住宅改造費戻入	1	187	第1号	
	生活保護法第63条返還金		13	7,608	第3号
			39	10,309	第5号
	生活保護法第77条の2徴収金		1	156	第3号
			4	2,031	第5号
	生活保護法第78条徴収金		8	8,874	第3号
			14	7,388	第5号
	生活保護費過年度戻入金		10	1,084	第3号
			234	17,003	第5号
	要保護世帯緊急援護資金貸付金元金収入	45	810	第1号	
		1	20	第5号	
	休日救急診療所使用料	10	43	第5号	
	休日救急診療所手数料	3	7	第5号	
	市営住宅使用料		9	3,035	第1号
			2	757	第3号
			14	19,021	第4号
	市営住宅駐車場使用料	5	281	第1号	
		1	90	第3号	
	借上げ公営住宅共益費負担金収入	59	6,793	第1号	
	退去修繕退去者負担金	15	1,065	第1号	
	放置自転車等売却代金	1	603	第4号	
子どもルーム利用料	9	481	第1号		
給食費	9	669	第1号		
一般会計計		514	90,820		
学校給食事業特別会計	給食費		34	1,428	第1号
			1	18	第3号
			2	81	第5号
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付金	1	310	第3号	
介護保険事業特別会計	介護報酬返還金	1	4,488	第5号	
	生活管理指導短期宿泊事業食費	1	25	第1号	
特別会計計		40	6,350		
水道事業会計	水道使用料	34	162	第1号	
病院事業会計	市立病院診療費		155	5,898	第1号
			5	187	第3号
企業会計計		194	6,247		
合計		748	103,417		

千葉市債権管理条例（抜粋）

第7条 市長等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 当該債権のうち、消滅時効について時効の援用を要する債権について、消滅時効に係る時効期間が満了したとき（当該時効期間満了後に債務者が当該債権につき一部を履行したとき、その他債務者が時効を援用しない特別な理由があるときを除く。）。
- (2) 略
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により、債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (4) 自治令第171条の2の規定による強制執行等の措置をとっても、なお完全に履行されず、当該強制執行等の措置が終了した場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行される見込みがないと認められるとき。
- (5) 自治令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても、履行される見込みがないと認められるとき。